

次期『北海道雇用・人材対策基本計画』の検討

令和4年11月16日
北海道経済部労働政策局雇用労政課

現行計画(R2～5年度)		次期計画での時点修正や新規追加について検討を要する要素(案)
1 人材の育成・確保		
<ul style="list-style-type: none"> ■労働参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○女性への就業支援 ○高齢者への就業支援 ○障がい者への就業支援 ○長期無業者等への職業的自立支援 ○季節労働者への通年雇用化の促進 ■新規学卒者等の道内就職の促進 ■人材の誘致 <ul style="list-style-type: none"> ○U I ターンの促進 ○外国人材の受入れ ■求人・求職のマッチング ■知識・技能の習得・向上 <ul style="list-style-type: none"> ○地域を支える産業の担い手の育成 ○多様な訓練機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応した就業支援、職業能力開発機会の提供、女性活躍の促進等 ・再就職に向けた職業能力開発、働く職場の拡大促進、高齢者雇用の機運醸成等 ・一般就労に向けた一体的支援、希望や特性等に応じたきめ細やかな就業支援等 ・就職氷河期支援等の支援体制づくり、職業訓練等による雇用機会の拡大等 ・協議会の活性化、冬期雇用の確保、技能向上、事業主への意欲喚起等 ・道内産業の魅力発信、企業説明会、インターンシップ、キャリア教育等 ・移住・定住施策との一体的取組、大学生等U I ターン促進、関係人口の創出・拡大 ・受入環境づくり支援、北海道で働き暮らすことの魅力の国内外への情報発信等 ・カウンセリングの実施、職業理解の促進、魅力発信、マッチング機会の提供等 ・産業人材の育成、技能の継承、若者への産業教育の充実等 ・職業訓練の実施、団体等の職業訓練への支援、職業能力評価システムの普及促進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大(女性活躍推進法) ・70歳までの就業機会確保の努力義務(高年齢者雇用安定法) ・法定雇用率引上(障害者雇用促進法) ・デジタル人材の育成、キャリア教育(職業観)、リカレント教育、リスキリング
2 就業環境の整備		
<ul style="list-style-type: none"> ■労働時間や待遇などの改善 ■多様で柔軟な働き方がしやすい環境の整備 ■子育て・介護・治療と仕事の両立支援 ■従業員の職場定着への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働是正、年休取得、最賃・法令遵守、正規労働者への転換制度導入促進等 ・多様で柔軟な働き方の普及促進、就業環境の整備に取り組む企業支援等 ・育休・介護休等の活用促進、子育て支援・介護サービスの充実、仕事と家庭の両立に取り組む企業支援等 ・職業理解の促進、メンター制普及・コンサル実施、職場定着等に向けた企業支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業における時間外労働に対する割増賃金の見直し(働き方改革関連法) ・同一労働同一賃金(パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法) ・副業・兼業 ・働く人のエンゲージメント ・労働者協同組合(労働者協同組合法) ・フリーランス ・男性育休等の取得促進(育児・介護休業法)

<p>3 生産性や収益力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中小・小規模企業の経営力の向上 ■ 地域産業の付加価値向上や省力化・効率化 ■ 成長分野への展開 <ul style="list-style-type: none"> ○ ものづくり産業の振興 ○ 新しい分野の産業育成 ■ 北海道ブランドの発信力強化と体制整備 ■ 道外・海外からの投資促進 	<p>※来年度、関係各課と協議して内容を精査していく</p>
<p>4 雇用のセーフティネットの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用の維持と離職者等の早期再就職支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒産防止、雇用維持に向けたサポート、離職者の再就職支援等